平成12年(ワ)第17401号 損害賠償請求事件 平成13年7月10日) (口頭弁論終結の日

決

株式会社百花コーポレーション

訴訟代理人弁護士 横 Ш 康 博 安 井 上 同 ĴΪ 同 上 詩

被 株式会社ティ・エム・コーポレーション

雅 置 訴訟代理人弁護士 H 桜 木 和 代

原告の請求をいずれも棄却する。

訴訟費用は原告の負担とする。 2

事 実 及 び 理 由

原告の請求

被告は、原告に対し、金1986万9040円及びこれに対する平成12年 9月9日(訴状送達の日の翌日)から支払済みまで年5分の割合による金員を支払 え。

事案の概要

原告は,「寿司百花」なる名称の宅配鮨のフランチャイズ・チェーンを主宰 する株式会社である。本件は、原告が、山梨県内で宅配鮨店「玄輝寿し」(竜王 店、甲府店)を経営する被告に対し、① 被告の商品である宅配鮨は、原告の商品 である宅配鮨の形態を模倣したものであり、不正競争防止法2条1項3号所定の不正競争行為であると主張して、損害賠償を求めるとともに、② 被告の営業形態は、原告のそれを完全に提供しており、自力競争の対する場合に は、原告のそれを完全に模倣しており、自由競争の枠を越えた悪質・違法な模倣商 法であると主張して、民法709条に基づき損害賠償を求めているものである。 争いのない事実等

原告は、食品の販売や宅配鮨のフランチャイズ加盟店の募集等を目的とす る株式会社であり、平成8年7月ころから、「寿司百花」なる名称のフランチャイ ズ・チェーンを主宰するとともに自らも直営店を経営し、平成9年11月には、「寿司百花」甲府昭和店を開店した。

被告は、米穀の販売及び飲食店の経営等を目的とする株式会社であり、 成12年4月ころ、山梨県中巨摩郡竜王町内に「玄輝寿し」竜王店を、同年5月こ ろ、同県甲府市内に「玄輝寿し」甲府店をそれぞれ開店するなど、前記「寿司百 花」甲府昭和店と同じ商圏において、「玄輝寿し」なる屋号で原告と同種の宅配鮨 店を経営している。

- 原告は、別紙商品対照表の原告商品欄記載の各商品(以下、 これらを総称 して「原告商品」ということがある。)を宅配鮨として販売しており, 一方, 被告は, 同表の被告商品欄記載の各商品(以下, これらを総称して「被告商品」という 一方,被告 ことがある。)を宅配鮨として販売している。これら各商品の形状は,別紙商品写 真対応表のとおりである。
 - 争点及び当事者の主張
 - 争点1(不正競争防止法2条1項3号所定の形態模倣の成否) 〔原告の主張〕

宅配鮨は、店舗内で個々の注文を受けてその場で飲食に供する握り鮨と異 1つの容器に盛り付けられた1セットごとに電話等で注文を受け、宅配して 提供するものであるから、1セット全体の形態を問題にしなければならない。宅配 鮨における「商品の形態」とは、使用する容器、ネタ及び添え物の種類、配置等に よって構成される全体としての形状、模様、色彩、光沢及び質量感などをいう。

本件において、別紙商品対照表及び別紙商品写真対応表における原告商品 欄に掲げた原告商品と、これに対応する欄に掲げた被告商品とを比較すると、ネタの選択、当該ネタを用いた個々の握り鮨の個数、各種ネタを用いた握り鮨相互の配 列・盛り付けなどの点において、まるでコピーしたかのように類似しているから、 被告商品は、原告商品の形態を模倣したものというべきであり、被告が被告商品を 販売する行為は、不正競争防止法2条1項3号所定の不正競争行為に該当する。

〔被告の主張〕

① 原告及び被告が使用する鮨の容器は一般的な市販品であり、② 原告 商品及び被告商品のネタ及び添え物は、どこの鮨店でも使用されている常識的なも のであり、③ 鮨の色彩・光沢は、特徴ある形・大きさを採用したり、特別に着色 したりしない以上、食材である魚の切り身や卵などの自然素材が本来備えている色 彩・光沢に限定されるのであり、原告商品も被告商品もその域を出ない。

そうすると、保護すべき形態として可能性が残るのは、個々の握り鮨の組み合わせと並べ方だけとなるが、被告商品における鮨の組み合わせや並べ方は、これまで伝統的に行われてきた手法に基づいたものであって、握り鮨という商品が通常有する形態の域を出ないというべきである。また、そもそも、これらの組み合わせや並べ方は、不正競争防止法2条1項3号によって保護される「形態」の範囲外にあるアイデアに類するものというべきである。

であるから、以上によれば、被告商品が有する形態は、握り鮨という商品 が通常有する形態の域を出ないというべきである。

(2) 争点2 (民法709条の一般不法行為の成否)

〔原告の主張〕

被告が、「寿司百花」甲府昭和店と同一の商圏において、「玄輝寿し」竜 王店及び甲府店を営業するに際し、原告の営業形態に類似した営業形態を採用した ことは、民法709条の一般不法行為を構成する。

すなわち、① 原告の営業用チラシに写真で掲載されている商品のほとんど全部について、鮨ネタ、鮨の配置・盛り付け、価格及び商品番号がているのと言葉を書きれている。② 原告のチラシにも掲載されている。② 原告のチラシに記載されている。② な告のチラシに記載されている。② ないでは、原告のチラシに記載されている。② ないでは、原告のチラシに記載されているのと言まにないでは、原告のチラシに記載されているのと言まにおいても、原告のチラシに記載されている。後においても見いても、原告の手ラシで用いるのと言いるのと言いても、原告のあるであれば、本のような原告と同一の意業形態を指えるのであれば、本の高圏において、このような原告と同一の営業をであるであれば、本の高圏において原告を下のフランチャイジーとして営業すべらも関係であるであり、原告の営業システム、商品の種類・内容・価格を超えた悪質な関なであり、原告の対して民法フロタ条の一般不法行為を構成する。

〔被告の主張〕

原告は、あらかじめ弁論準備手続の終結及びそれに引き続いての口頭弁論の終結が予定されていた第6回弁論準備手続(口頭弁論終結の同じ日)において、従来の不正競争防止法2条1項3号所定の不正競争行為を理由とする請求に加えて、被告の営業が民法709条の一般不法行為を構成する旨の請求を追加的に併名する訴えの変更を申し立てた。従来の不正競争防止法に基づく請求においては、宅監監という商品の形態模倣の有無が問題になっているのに対し、原告が新たに主張配鮨という商品の形態模倣の有無が問題になっているのに対し、原告が新たに主張する一般不法行為を理由とする請求においては、実質的には営業上のノウハウの盗用が主張されているというべきであるから、追加的に申し立てられた新たの意とは、従前の請求と請求の基礎を同じくするものとはいえず、そもそも訴えの変更がされず、そうでないとしても、時機に後れた申立てとして却下されるべきものである。

なお、原告の主張内容については、これを争う。

第3 当裁判所の判断

1 争点1 (不正競争防止法2条1項3号所定の形態模倣の成否)について (1) 不正競争防止法2条1項3号は、他人の商品の形態を模倣した商品の譲渡 等を不正競争行為とするものであるが、他方で、当該他人の商品と同種の商品に、商品の形態を保護の対象から除外している。同規定の趣旨につき考察するに、あるが資金・労力を投下して開発・商品の形態に市場に置くことが、他るにもかかわらずこととさらこれを模倣してもの商品として市場に正な行為のような行為によります。ことを表示に、よれてきものであり、また、このような行為によいて競合することに、よ行評価されるべきものであり、また、この情徴を不正したものであるが、とような観点から、模倣者の右のような行為を不正したものであるが、た行者の開発利益を模倣者から保護することとしてあるが、特段の特徴に対するであり、特段の特徴に対しまた、に同種の商品の機能・効用を発揮するため不可避的に採らざるを得ないまた、同種の商品の機能・効用を発揮するため不可避的に採らざるを

うな形態については、商品の形態を超えて同一の機能・効用を有する同種の商品そのものの独占を招来することとなり、複数の商品の市場における競合を前提としてその競争のあり方を規制する不正競争防止法の趣旨そのものにも反することとなるので、これらの形態を同法の保護の対象から除外したものと解される。

(2) 本件において、まず、原告及び被告の商品である宅配鮨における「商品の形態」について検討するに、原告は、宅配鮨における「商品の形態」とは、使用する容器、ネタ及び添え物の種類、配置等によって構成される全体としての形状、模様、色彩、光沢及び質量感などをいうところ、被告商品は原告商品を模倣していると主張するのに対して、被告は、原告商品の形態は、宅配鮨が通常有する形態の域を出ないとして、これを争っている。

宅配鮨については、一般論としては、使用する容器、ネタ及び添え物の種類、配置等によって構成されるところの1個1個の鮨を超えた全体としての形状、模様、色彩及び質量感などが商品の形態となり得るものであって、容器の形状や、これに詰められた複数の鮨の組合せ・配置に、従来の宅配鮨に見られないような独自の特徴が存するような場合(例えば、奇抜な形状の容器を用いた場合や、特定の文字や図柄など何らかの特徴的な模様を描くように複数の鮨を配置した場合)には、不正競争防止法による保護の対象たる「商品の形態」となり得るものと解される。

そこで、この点を原告商品についてみると、原告商品の形態は、別紙商品写真対応表の原告商品欄に記載したとおりであるが、容器として用いられているのは、黒色の丸形の鮨桶(ただし、「193すみれ」のみは角形の箱)であり、それている鮨については、にぎり鮨、ちらし鮨、丼物、巻鮨とも、1個の鮨はネタの種類や鮨の大きさ・形状を含めて従来からある一般的な内容のものが、また、その組合せ・配置にしても、同種のネタの握り鮨・巻鮨を集め、これらを並べたもので、何らかの文字や図柄を表すような特徴ある形での配置にれている。そして、これを他のフランチャイズ・チェーンや鮨店の宅配鮨(甲3号証、乙2号証の1~13)と比較すると、これら他店のものと有為にごといる。日の形状や、鮨の組合せ・配置において、原告商品を他店のものと有為に識別ではない。場の形状や、鮨の組合せ・配置において、原告商品を他店のものと有為に識別ではない。日の代表のではない。

そうすると、原告商品の形態は、同種の商品が通常有する形態というべきであるから、不正競争防止法による保護の対象外というべきであり、被告商品の形態において原告商品の形態と共通する点があるとしても、被告の行為をもって不正競争行為ということはできない。

したがって、不正競争防止法2条1項3号所定の不正競争行為をいう原告の請求は、理由がない。

2 争点2 (民法709条の一般不法行為の成否) について

(1) 民法709条の一般不法行為を理由とする請求は、被告主張のとおり、審理の最終段階で、原告により訴えの追加的変更として申し立てられたものであるが(このことは、当裁判所に顕著である。)、一般不法行為を構成する被告の行為として原告の主張する内容は、商品形態の同一をいう点を含め、その多くが従前の不正競争防止法に基づく請求につき原告の主張する内容と重複するものであるから、原告による訴えの追加的変更に係る請求は、従前の請求との間で、請求の基礎の同一性を有するものというべきである。

また、原告による上記訴えの変更は、審理の最終段階においてされたものであるが、上記のとおり、新たに追加された不法行為を理由とする請求は、その請求原因の多くを従前の不正競争防止法上の請求における請求原因と同じくするものであり、原告は、この請求の追加に当たって新たな人証の申請等を行っておらず、既に取り調べ済みの証拠による判断を求める趣旨で、弁論準備手続の終結及びそれに引き続いての口頭弁論の終結に応じているものであって、訴訟の完結を遅延させるものでもないから、時機に後れたものとして却下することとく、追加に係る請求について判断することとする。

(2) そこで、検討するに、原告が被告による一般不法行為として主張する内容のうち、被告商品の形態が原告商品の形態と共通するという点については、前記のとおり、原告商品の形態が同種の商品が通常有する形態の範囲のものであることから、不正競争行為に該当するものではない。そして、市場における競争は本来自由であるべきところ、一定の範囲の行為についてのみ、不正競争行為としてこれを規

制する不正競争防止法の趣旨に照らせば、同法において規制の対象とならない行為については、当該行為が市場において利益を追求するという観点を離れて、殊更に相手方に損害を与えることのみを目的としてなされたような特段の事情が存在しない限り、民法709条の一般不法行為を構成することもないというべきである。したがって、このような特段の事情の認められない本件において、商品形態の同一等を理由とする原告の一般不法行為の主張は、採用することができない。

したがって、民法709条の一般不法行為をいう原告の請求も、理由がない。

3 結論

以上によれば、原告の請求はいずれも理由がないので、これらを棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第46部

裁判長裁判官 三 村 量 一

裁判官 村 越 啓 悦

裁判官 青木孝之

商 品 対 照 表

原告商品 被告商品 (左から, 商品番号/商品名/価格を示す。) 101/ゆり(5人前)/5900円 (左に同じ。) 101/ふじざくら(5人前)/5900円 102/さくら(5人前)/4900円 102/ききょう(5人前)/4900円 103/つばき (5人前) /4000円 103/ふじ(5人前)/4000円 105/しょうぶ (4人前) /4700円 105/ひまわり(4人前)/4700円 106/あやめ(4人前)/3400円 106/すずらん(4人前)/3400円 107/きく(3人前)/3800円 108/ききょう(3人前)/2800円 107/すいせん (3人前) /3800円 108/すみれ(3人前)/2800円 110/やまぶき(2人前)/2800円 110/すいせん(2人前)/2800円 111/つつじ (2人前) /1900円 112/すいれん (1人前) /1600円 111/たんぽぽ(2人前)/1900円 112/あやめ(1人前)/1600円 113/うめ(1人前)/1300円 113/さつき (1人前) /1300円 114/きく(1人前)/1000円 114/ぼたん(1人前)/1000円 115/ゆうがお(6人前)/6500円 115/らん(6人前)/6500円 116/はぎ(4人前)/4200円 118/つばき (4人前) /4200円 193/すみれ/2200円 119/特選玄輝/2200円 109/あさがお(3人前)/2200円 117/ゆり(3人前)/2200円 131/ばらちらし (3~4人前) /3500円 118/ふじ(3~4人前)/3500円 138/鉄火丼(上)/1200円 138/特上鉄火丼/1200円 140/あなご丼/1200円 140/あなご丼/1200円

151/三色巻/550円 163/巻物盛合せ/3000円

151/三色巻/550円 163/巻物盛合せ/3000円

商品写真対応表

101, 102, 103, 105 106, 107, 108, 110 111, 112, 113, 114, 115, 116, 118, 119, 193 109, 117, 118, 131, 138, 140, 151, 163